

豊中市放課後等の児童の居場所づくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等の子どもたちの安全・安心な活動拠点として小学校及び義務教育学校（以下「実施校」という。）の校庭等を活用し、子どもたちの居場所となる活動場所を提供することで、子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(対象児童等)

第3条 この事業の主な対象は、この事業を実施する実施校に通学し、又は当該小学校区に在住する、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童とする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施校において、放課後等における児童の安全・安心な活動拠点を確保すること
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な活動

(実施校の指定)

第5条 実施校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育長が指定する。

(実施場所の指定)

第6条 実施校における事業の実施場所は、当該実施校の校長と協議したうえで、教育長が指定する。

(実施期間及び実施時間)

第7条 この事業の実施期間及び実施時間は、教育長が別に定める。

(見守り監視員)

第8条 事業の実施にあたって、教育長は見守り監視員を実施校に配置するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。